

競争参加者の資格に関する公示

松島(6)施設最適化総合設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年2月19日

東北防衛局長 中野 裕文

1 業務概要

(1) 業務の名称 松島(6)施設最適化総合設計

(2) 業務内容 本業務は、松島基地、豊里無線中継所及び上品山通信中継所における以下の施設に係る基本設計、実施設計及び交渉等技術資料作成業務を行うものである。

【松島基地】※

建替施設（建替後の施設）

- ・ 体育館・厚生施設新設（2階建 約2,800㎡）
- ・ 庁舎新設（3階建 約3,100㎡）、（2階建 約4,200㎡）、（4階建 約2,000㎡）
- ・ 隊舎新設（6階建 約5,100㎡）、（3階建 約1,000㎡）
- ・ 格納庫新設（平屋建 約1,800㎡）、（平屋建 約1,300㎡）、（2階建 約3,300㎡）、（平屋建 約1,000㎡）
- ・ 整備場新設（平屋建 約1,000㎡）、（平屋建 約1,700㎡）、（2階建 約2,000㎡）、（平屋建 約1,500㎡）
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物 計48棟、計約4,700㎡

改修施設

- ・ 隊舎改修（4階建 約6,400㎡）、（2階建 約1,100㎡）、（3階建 約2,400㎡）
- ・ プール改修（平屋建 約1,700㎡）
- ・ 庁舎改修（2階建 約1,100㎡）、（2階建 約1,100㎡）、（6階建 約2,600㎡）、（平屋建 約1,200㎡）
- ・ 食厨改修（2階建 約3,400㎡）
- ・ 整備場改修（2階建 約2,100㎡）、（平屋建 約1,500㎡）、（2階建 約1,000㎡）
- ・ 格納庫改修（2階建 約7,100㎡）、（平屋建 約5,300㎡）、（平屋建 約3,000㎡）、（平屋建 約2,600㎡）、（平屋建 約8,100㎡）、（2階建 約3,300㎡）
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物 計63棟、計約9,500㎡

【豊里無線中継所】

改修施設

- ・ 1,000㎡未満の建物 計1棟、計約100㎡

【上品山通信中継所】

建替施設（建替後の施設）

・1,000㎡未満の建物 計1棟、計約100㎡

仮設一式

建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式に係る総合設計

計画通知申請手続き一式、交渉等技術資料作成業務一式

※別途発注のECI方式による技術提案対象業務

注) 各施設の面積は延床面積

詳細は仕様書による。

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月15日まで
ただし、新設1は令和7年3月15日まで

2 申請の時期

令和6年2月20日から同年3月5日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

なお、令和6年3月6日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが当該業務に係る特定通知日の時点までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（松島(6)施設最適化総合設計）」（以下「申請書」という。）は、令和6年2月19日から同年5月21日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参又は郵送等により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(2)に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、(ア)又は(イ)の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(ア) 代表者

測量・建設コンサルタント等業務の「建築コンサルタント」に係る「A」の格付

(イ) 代表者以外の構成員

測量・建設コンサルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」又は「通信コンサルタント」のいずれかに係る「B」以上の格付

ウ 東北防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

オ 代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有すること。

カ その他東北防衛局長が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る特定通知日までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同体の名称は、「松島(6)施設最適化総合設計〇〇・〇〇共同体」とする。